

# 一人ひとりが その人らしく生きる まちだプラン

(第4次町田市男女平等推進計画)

概要版



2017年3月

町田市



## 1 計画策定の趣旨

町田市では、「男女平等参画都市宣言」に基づき、「第3次町田市男女平等推進計画」（2012年度～2016年度）を推進してきました。

社会環境の変化や女性活躍推進に関する法律の制定などを踏まえ、町田市が的確に対応し、役割を果たしていくため「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第4次町田市男女平等推進計画）」を策定します。

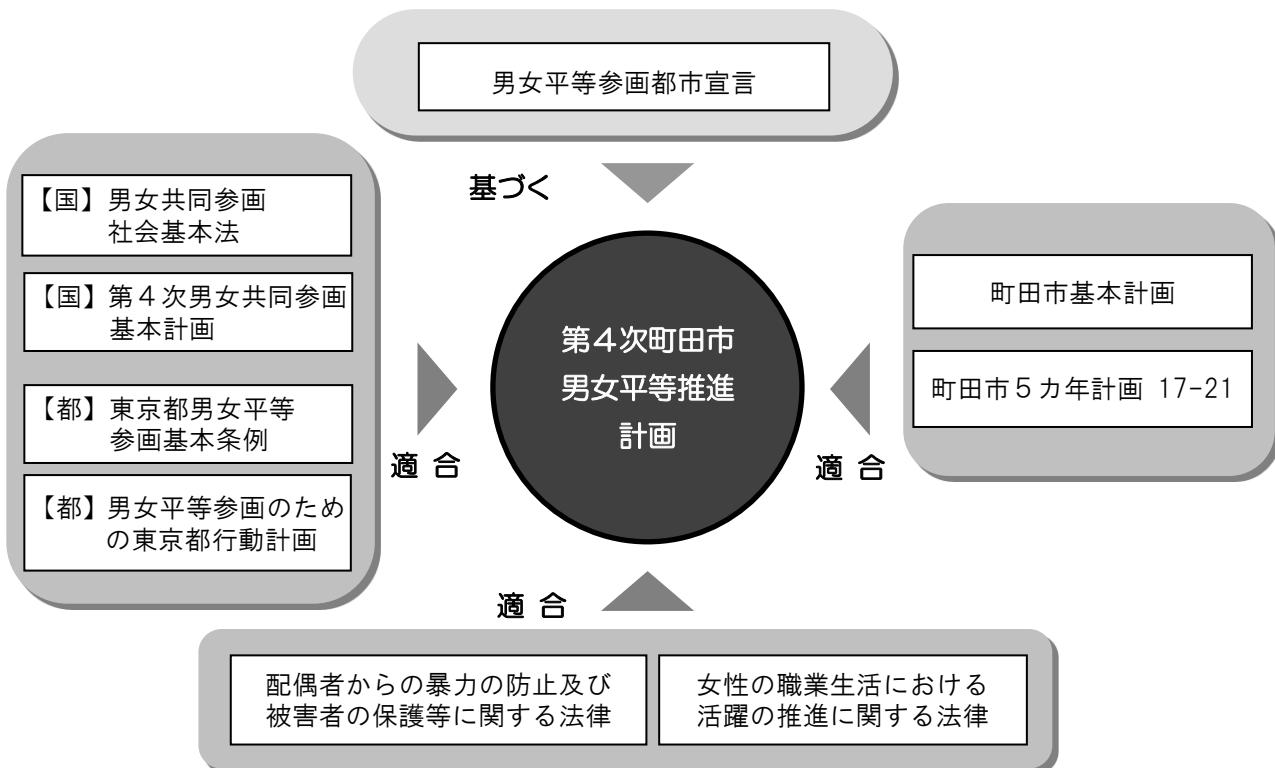
## 2 計画の位置づけ

本計画は以下のように国や都の関連計画や市の各計画との整合を図り、推進します。

また、本計画は、

めざすべき姿Ⅰ 基本施策2「男女間のあらゆる暴力の根絶」施策の方向I-2-1～2は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、町田市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に位置づけます。

めざすべき姿Ⅱ 基本施策1「雇用や職業等の場における男女平等参画の推進」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、町田市における「女性の職業生活における活躍推進計画」に位置づけます。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、2017年度から2021年度の5カ年とします。

## 4 基本理念

本市では、第3次計画のなかで「男女平等参画社会の形成をめざして」を基本理念として掲げ、男女平等参画施策を推進してきました。しかしながら、男女平等参画社会を取り巻く環境は変化しており、多様性の尊重や個人の意思に基づいた自由な生き方の実現がより一層求められています。一人ひとりが持つ基本的権利である人権を尊重し、個性と能力を生かしてその人らしく生きることは、多様性に富んだ豊かな社会の実現につながります。そこで、2001年（平成13年）2月に本市で行われた「男女平等参画都市宣言」に基づき、「その人らしさを発揮できる社会」の形成をめざします。

### 「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」

## 5 めざすべき姿

「その人らしさを発揮できる社会」の形成に向け、男女平等参画施策を進めていく上で、めざすべき姿を2つ設定します。

### めざすべき姿 I

#### 一人ひとりの人権を尊重するまち

固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習、差別や偏見、男女間の暴力などの人権侵害は、今なお根強く残っており、男女平等参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとなっています。

このような差別や人権侵害は、価値観や倫理観などの個人の意識から生まれるものです。したがって、個人の持つ人権が性別にかかわらず尊重される男女平等参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが人権尊重の重要性を認識することが必要です。

のことから、本市の男女平等参画施策の実施にあたり、めざすべき姿Ⅰを、「一人ひとりの人権を尊重するまち」とします。

### めざすべき姿 II

#### 一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

家事・育児や介護などはいまだ女性の負担が大きく、妊娠・出産・育児などのために離職する女性が多い状況です。一方で、長時間労働により、多くの男性は家庭生活や地域活動にかかわりたくてもかかわれていないのが実情です。

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく誰もが社会に参画できるよう、仕事と生活の調和を実現するとともに、その必要性について市民が認識し、行動に移すことが重要です。

のことから、本市の男女平等参画施策の実施にあたり、めざすべき姿Ⅱを、「一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち」とします。

## 6 計画の体系

### 《基本理念》

「その人らしさを發揮できる社会の形成をめざして」

現 状

めざすべき姿

固定的な性別役割分担意識  
が依然として高い

ハラスメントや精神的暴力  
等の根絶に向けた意識啓発  
が求められる

妊娠・出産、健康への害等に  
ついての相談体制や情報提供  
の充実が求められる

多様な働き方を求める割合が  
増加している

育児・介護支援の充実を希望  
する割合が増加している

地域活動や社会活動参加者  
が5割程度である

I  
一人ひとりの人権  
を尊重するまち

II  
一人ひとりが個性  
と能力を生かして  
活躍できるまち

[ ] 内は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。

[ ] 内は、本市における「女性の職業生活における活躍推進計画」に該当する範囲を示します。

施策の方向の★マークは、本計画の重点分野を示します。

## 基本施策

## 施策の方向

### 1. お互いを尊重し合う意識の醸成

I - 1 - 1 男女平等参画に関する教育、情報、学習機会の提供

### 2. 男女間のあらゆる暴力の根絶

I - 2 - 1 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発の推進 ★

I - 2 - 2 配偶者等からの暴力による被害者への支援 ★

I - 2 - 3 ハラスメントやその他暴力への対策

### 3. 生涯を通じた男女の健康支援

I - 3 - 1 性を尊重する意識の浸透

I - 3 - 2 性差に応じた健康支援の充実

### 1. 雇用や職業等の場における男女平等参画の推進

II - 1 - 1 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備への支援 ★

II - 1 - 2 女性の活躍推進に向けた取り組みへの支援

### 2. 仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援

II - 2 - 1 子育てに対する支援 ★

II - 2 - 2 介護に対する支援 ★

### 3. 地域における男女平等参画の推進

II - 3 - 1 男女がともに参画する地域社会づくり

## めざすべき姿 I

# 一人ひとりの人権を尊重するまち

I - 1

## お互いを尊重し合う意識の醸成

### I - 1 - 1 男女平等参画に関する教育、情報、学習機会の提供

男女平等参画の重要性とその内容を理解することができるよう、あらゆる媒体を通じた情報提供及び多様な学習機会の提供を行います。

また、次代を担う子ども達が、個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等の視点に立った教育を行います。

#### ＜主な取り組み＞

- ・男女平等の視点に立った教育と指導
- ・学習機会の提供と支援
- ・男女平等に関する情報や資料等の収集・提供

I - 2

## 男女間のあらゆる暴力の根絶

### I - 2 - 1 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発の推進

配偶者等からの暴力は、被害者に対する重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させる取り組みを進めます。

#### ＜主な取り組み＞

- ・配偶者等からの暴力の根絶のための意識啓発
- ・デートDV<sup>\*</sup>の防止に向けた取り組みの推進

### I - 2 - 2 配偶者等からの暴力による被害者への支援

配偶者等からの暴力による被害者の早期発見に向けて、相談体制の充実を図ります。また、被害者の安全の確保に向けて、関連組織や警察等との連携を強化し、被害者の状況に応じた支援を行います。

#### ＜主な取り組み＞

- ・相談体制の充実・被害者の早期発見
- ・被害者の安全確保への対応の整備

### I - 2 - 3 ハラスメントやその他暴力への対策

あらゆるハラスメントの防止に向けて、事業所等に情報提供を行います。

また、性暴力、ストーカー、性的商品化等に関する被害の防止に向けて、意識啓発を行うとともに、相談窓口などの周知に努めます。

#### ＜主な取り組み＞

- ・あらゆるハラスメントを防止するための取り組みの推進
- ・性暴力、ストーカー、性的商品化等に関する被害の防止

## I - 3

### 生涯を通じた男女の健康支援

#### I - 3 - 1 性を尊重する意識の浸透

男女が互いの性について、理解し尊重できるよう、あらゆる世代に対して情報提供や学習機会の提供を行います。

##### ◀主な取り組み▶

- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※に関する意識啓発
- ・人権尊重の視点に立った性教育の充実

#### I - 3 - 2 性差に応じた健康支援の充実

男女が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康に関する情報提供に努めます。また、関係機関との連携により、性や健康にかかる各種相談事業を充実します。

##### ◀主な取り組み▶

- ・健康支援のための啓発及び講座の開催
- ・検査・検診体制の充実
- ・性や健康にかかる相談体制の充実と関係機関相互の連携

#### 用語説明

##### ▶デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）からふるわれる暴力のことです。

##### ▶リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、「健康」と「権利」の側面から成ります。

1994年（平成6年）9月、エジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議において、女性の健康及び生殖に関する自己決定権を保障する新しい理念と権利として、提唱されました。そして、翌年の1995年（平成7年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議において、すべてのカップルと個人が有する人権の一部であると採択文章に明記されました。それにより、性と生殖に関して男女は平等な関係であり、妊娠・出産に関する女性の判断を、男性が尊重すべきという認識が世界的に広まるきっかけとなりました。

## めざすべき姿Ⅱ

# 一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

II - 1

## 雇用や職業等の場における男女平等参画の推進

### II - 1 - 1 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備への支援

男女がともにその能力を十分に生かせる職場環境の整備を支援するため、企業や事業者等に対して、法制度等に関する周知・啓発活動に努めます。

また、市役所内におけるポジティブ・アクション※を推進し、男女がともに働きやすい職場環境を整備します。

#### ＜主な取り組み＞

- ・男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度に関する周知・啓発活動の推進
- ・事業者へのワーク・ライフ・バランス※推進支援
- ・市役所内におけるポジティブ・アクションの推進

### II - 1 - 2 女性の活躍推進に向けた取り組みへの支援

女性自身のエンパワーメント※を図り、職業生活において活躍することができるよう、再就職支援、起業支援などの取り組みを展開するとともに、女性の就労に関する相談について適切に対応します。

#### ＜主な取り組み＞

- ・再就職や起業に向けた学習講座等の開催や情報の収集・提供
- ・相談窓口の実施

II - 2

## 仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援

### II - 2 - 1 子育てに対する支援

男女がともに希望する働き方を実現できるよう、多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。また、情報提供や相談体制の充実を図り、サービスを利用しやすい環境をつくります。

#### ＜主な取り組み＞

- ・保育サービスの充実
- ・子育てに関する啓発活動の充実や講座の開催
- ・ひとり親家庭への支援

### II - 2 - 2 介護に対する支援

介護者のワーク・ライフ・バランスを保てるよう、介護サービスの利用方法などに関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

#### ＜主な取り組み＞

- ・介護に関する情報収集・提供
- ・介護者のワーク・ライフ・バランス推進のための啓発

## II - 3

## 地域における男女平等参画の推進

### II - 3 - 1 男女がともに参画する地域社会づくり

地域における意思決定の過程や防災対策に男女双方の視点を取り入れるため、情報の収集・提供を行うとともに、講習会を実施することで、参加しやすい環境づくりに努めます。

また、市の政策・方針決定に関わる審議会・委員会等の委員に女性の登用を促します。

#### ◀主な取り組み▶

- ・男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の推進
- ・地域活動に参加しやすい環境づくり
- ・審議会・委員会等への女性の登用促進及び環境の整備

#### 用語説明

##### ▶ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女の誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開し、両立できる状態のことをいいます。国では2007年（平成19年）12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を政府や有識者、労働界および地方のトップでの合意により策定しました。

##### ▶ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです（男女共同参画社会基本法第2条）。

##### ▶エンパワーメント

力（パワー）をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味します。

## 7 数値目標一覧

本計画の基本理念「その人らしさを發揮できる社会の形成をめざして」の実現に向けて、6つの基本施策ごとに数値目標を設定します。

	項目	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
基本施策 I－1 お互いを尊重し合う 意識の醸成	男女平等推進センターを知っている市民の割合※	9. 5%	50%
	社会において男女の地位は平等になっていると 感じている市民の割合※	13. 1%	40%
基本施策 I－2 男女間のあらゆる 暴力の根絶	配偶者暴力防止法（DV防止法）を知っている 市民の割合※	58. 0%	100%
	配偶者・恋人間における身体や精神を傷つける 行為を暴力として認識する市民の割合※	73. 7%	100%
	職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントを 受けていない市民の割合※	62. 7%	100%
基本施策 I－3 生涯を通じた男女の 健康支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツを知っている 市民の割合※	4. 4%	20%
基本施策 II－1 雇用や職業等の場に おける男女平等参画 の推進	職場での男女の差がないと感じている市民の 割合※	45. 1%	60%
	町田市の全管理職に占める女性職員比率	20. 6%	24%より 増加※2
基本施策 II－2 仕事と家庭生活の 調和に向けた 育児・介護の支援	ワーク・ライフ・バランスを知っている市民の 割合※	32. 4%	80%
	仕事と生活の調和の現状と理想が一致している 市民の割合※	47. 5%	60%
基本施策 II－3 地域における 男女平等参画の推進	地域活動や社会活動をしている市民の割合※	45. 3%	60%
	町田市の審議会等における女性委員比率	30. 0%	40%

※がついている項目は、2021年度に実施するアンケート調査にて数値を把握します。

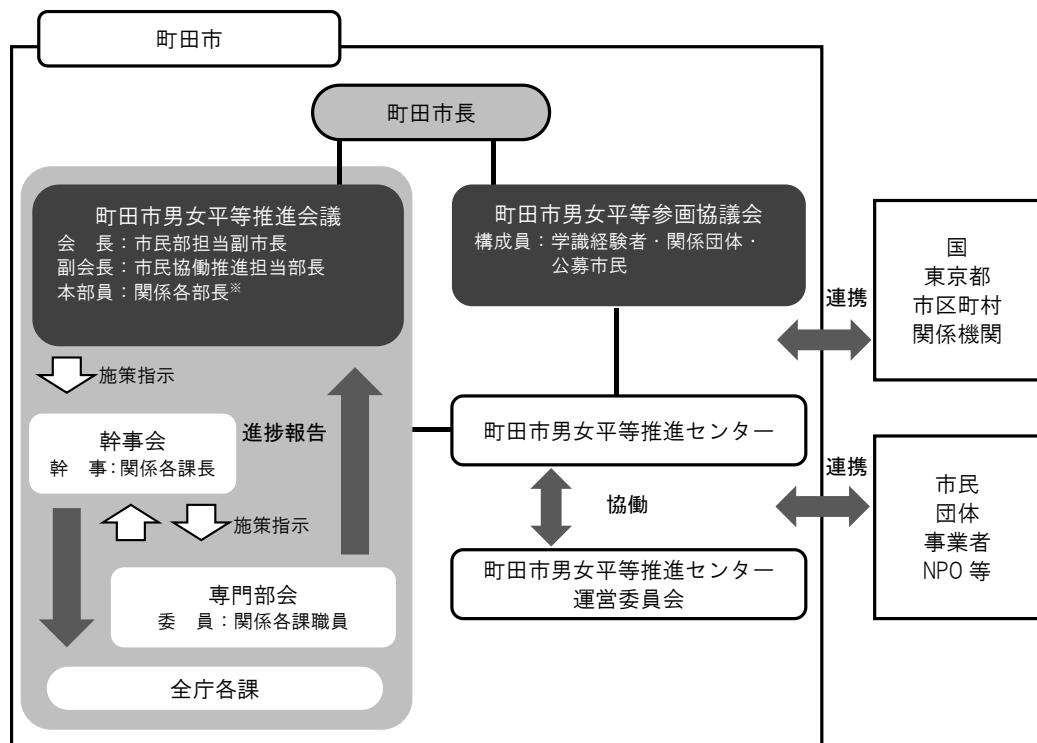
※2 町田市の全管理職に占める女性職員比率は、町田市特定事業主行動計画において、2019年度までに24%とすることを目標としています。

## 8 計画の推進

その人らしさを発揮できる社会の形成のためには、行政、事業者、関係団体及び市民一人ひとりがその人らしさを発揮できる社会の形成をめざすという共通認識を持ち、あらゆる分野の取り組みを総合的かつ計画的に展開することが重要です。

本計画や市全体の男女平等参画の着実な推進に向け、市民や事業者、関係団体等と協働し、全局的に計画を推進します。

### ■計画の推進体制



### 政策・方針決定過程への女性の参画推進

市政全体に性別に偏らない多様な意見を反映できるよう、市の政策・方針決定に関わる審議会・委員会等の女性比率40%をめざすとともに、様々な場における女性の参画を進めます。

### 庁内の男女平等参画の推進

男女平等参画に関する意識を高めるための職員研修を実施するほか、ポジティブ・アクションを推進します。

また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を着実に実施します。

### 関係団体との連携

「町田市男女平等参画協議会」をはじめ、男女平等参画の推進に関する関係団体・機関と連携し、男女平等参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

### 進行管理の実施

計画に掲げた個々の施策の実施状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の施策等に反映します。男女平等参画協議会においてチェックを受けることで、市民視点を取り入れたP D C Aサイクルを確立します。

## 男女平等参画都市宣言

### 男女平等参画都市宣言

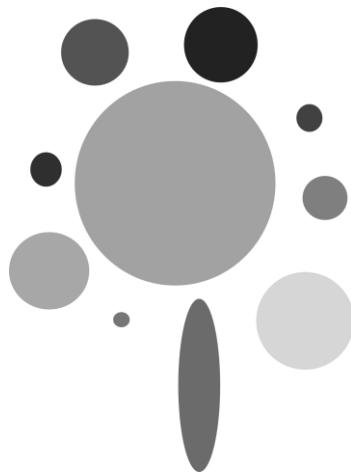
わたしたちは、男女が平等で、  
一人ひとりの人権を尊重し合い、  
個性と能力を十分に發揮し、  
自立して生きる社会をめざします

21世紀を迎える町田市は、  
職場・学校・地域・家庭をはじめ、  
社会のあらゆる領域で、男女の真の平等と  
真の参画を推進するため

ここに、「男女平等参画都市」を宣言します

2001年2月1日  
町田市

## シンボルマーク



わたしたちは、十人十色それぞれの個性を持っています。老若男女の区別なく、一人ひとりが自分の持つ能力を發揮し、みんなで社会を支え合っている様子を表現しました。

男女平等参画都市宣言を契機として、花火が大きく輝き、ひろがっていくように、一人ひとりが男女平等参画社会をつくっていこうという決意と願いをこめています。

一人ひとりがその人らしく生きる  
まちだプラン  
(第4次町田市男女平等推進計画)  
概要版

発行年月：2017年3月  
発行者：町田市  
編集：市民部 市民協働推進課 男女平等推進センター  
〒194-0013  
東京都町田市原町田4-9-8  
電話042(723)2908

この冊子は、500部作成し、1部あたりの単価は494円です。(職員人件費を含みます。)



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。